

情報発信・イメージ戦略等プロデュース業務 仕様書
(令和5年度業務) 案

1. 業務名

情報発信・イメージ戦略等プロデュース業務

2. 業務の目的

本業務は、令和3年度に釧路北部地域雇用創造協議会として採択された、厚生労働省受託事業「地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」）」を円滑に推進するため、令和3年度から令和5年度までの期間、釧路北部地域（以下「地域」）の共通課題である、地域や地域内企業のイメージ・認知度向上を図るため、地域の「食」や「自然」、「産業」などを磨き上げて際立たせるとともに、SNSやホームページ、動画サイトなどを戦略的に活用し、活性化事業の事業目標達成に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 活性化事業に係る情報発信・イメージ戦略等プロデュース業務

地域そのものや地域内企業の知名度不足を解消し、新規創業希望者や求職者に対し、地域や地域内企業のイメージ・認知度向上を戦略的に図るため、以下の業務を行う。

ア 地域の情報発信に際しての、情報発信・イメージ戦略の企画立案、助言、調整

イ 当該地域の事業者の経営活性化に関する企画立案、助言、調整

ウ 食関連産業振興を狙いとした特産品づくりや販路拡大に係る企画立案、助言、調整

エ 地元の食材活用による地域振興を狙いとした企画立案、助言、調整

オ その他、面接会に係るマッチング支援など、雇用促進施策に係る助言、調整

(2) 成果目標

活性化事業の成果目標を達成するため、令和5年度の成果目標は次のとおりとする。

・協議会のホームページのアクセス件数：1,000件（令和6年3月時点）

・企業プロフィール動画のアクセス件数：合計1,000件（令和6年3月時点）

・講習会参加者のうち、協議会ホームページ又は企業プロフィール動画を閲覧した人数：合計70人（令和6年3月時点）

※アンケート等で、実数を把握

(3) 打合せ協議

本業務にかかる打合せ協議を定期的（月1回以上）に実施する。打合せに際しては、受託者が必要な資料作成を行う。

5. 報告及び成果品等

(1) 業務期間中は、業務の進捗状況や打合せ事項等を書面等の任意様式により、毎月末締めにて報告すること。（様式任意）

(2) 業務完了時に以下の成果品を4部提出すること。また、成果品は、電子データでも納品すること。（CD-R等）

ア 情報発信・イメージ戦略等の進捗

・業務報告書

イ 打合せ協議

・業務報告書

(3) 成果品は、基本A4版で作成し、図面などをA3版で折り込むことは可とする。

6. 地元企業・団体等の活用

受託者は、業務遂行にあたり、可能な範囲で地元（標茶町、鶴居村、弟子屈町）の企業、団体の活用に努めること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議会と受託者が協議により決定する。